

# 平成30年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	平岩敬康
企画課長	山内明
環境経済課長	伊藤博臣
住民課長	赤塚暢子
健康介護課長	今枝貴子
建設課長	佐々木正道
水道課長	田島茂樹
教育文化課長	天野富三
郡教委学校教育課長	伊藤直輝

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀仁志
書記	中野妙子
主任技師	野々垣裕哉
主事	杉山春花

1. 議事日程（第3号）

平成30年3月14日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第3 第2号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
- 日程第4 第3号議案 笠松町土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第5 第4号議案 笠松町高額療養費資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第6 第5号議案 笠松町高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第7 第6号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第7号議案 笠松町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第8号議案 笠松町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 第9号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第11号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第12号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第13号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第14号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第15号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第16号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第17号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第18号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第20 第19号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 第20号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 第21号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 第22号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 第23号議案 平成30年度笠松町一般会計予算について
- 日程第25 第24号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 第25号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 第26号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 第27号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 第28号議案 平成30年度笠松町水道事業会計予算について
- 追加日程 第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件について

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、先日3月11日をもって東日本大震災から7年がたちました。その年のゴールデンウィークに古田議長とともに現地へ入ったこと、目の当たりにしたことというのは忘れられません。この地域でも南海トラフの地震を初め、どんな災害があるかもわかりません。これからも、町側と一緒に防災対策や地域住民の活力を高めるために邁進していきたいと思っております。そして、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈りいたします。一日も早い復興をまた祈念しております。

今回の一般質問は、公共施設の高効率照明化についてということであります。

少々センセーショナルな論旨になっておりますけれども、2020年蛍光灯の製造・輸出入禁止に対する対応策についてということと、学校施設への高効率照明化移行についての考え方をお聞きいたします。

2020年、この年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であります。これを契機に国はさまざまな社会基盤の再構築を進めようと思われていると思われませんが。自動車の自動運転技術、ICT環境、省エネ政策等、あらゆる分野にわたっております。2020年蛍光灯の製造・輸入禁止という刺激的な報道の出発点は、2008年4月5日第2回地球温暖化問題に関する懇談会において、当時の甘利経産大臣が発言した次の言葉です。「家庭で使用される一般的な白熱電球に対して2012年を目途に原則として電球型蛍光灯などへの切りかえの実現を目指すこととし、製造事業者、小売業者、消費者等への働きかけをしていきたい。」です。まずこれは白熱電球のことなんですけど、これがきっかけになりました。これによって、白熱電球は電球型蛍光灯への移行と受けとめられ、パナソニックは2012年までに一般的な白熱電球の製造中止を発表いたしました。

蛍光灯については、2013年10月に水銀に関する水俣条約の採択及び署名が行われたことによって、製造・輸入の禁止と受けとめられました。しかし、禁止となるのは、灯口当たり水銀含

有量が5ミリグラムを超える30ワット以下の一般的な照明用のコンパクト型蛍光ランプ（CFLs）です。次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs）も含まれます。

（a）電球当たりの水銀含有量が5ミリグラムを超える60ワット未満の3波長形蛍光体を使用したもの。

（b）電球当たりの水銀含有量が10ミリグラムを超える40ワット以下のハロリン酸塩蛍光体を使用したもの。です。

社団法人日本照明工業会は、ランプの特定有害物質使用制限ガイドライン（2011年10月14日改正）を定め、自主的に規制を行ってまいりました。現在では、禁止となる全てのランプで基準以下の封入量になっており、2020年以降においても製造・販売が可能な状況にはなっておりません。

さらに、日本照明工業会においては、封入量の規制によって乗り切りたい部分もあったのかもしれませんが、温暖化対策、国際的要因等を考えるとき、高効率照明への切りかえは国として必至の状況であるとも考えられます。さらには今後、電気自動車の普及を進めていきたい状況を考えると、一度に国内で大量の電気自動車が急速充電を行うことを考えると電力不足も懸念されます。できる限りの省電力化を進めていきたいという思いもあると考えております。

2010年6月閣議決定された2030年（平成42年）に向けたエネルギー政策を取りまとめたエネルギー基本計画では、高効率照明であり半導体照明（SSL）などへ、2020年（平成32年）までにフローで、要するに流通で100%、2030年（平成42年）までにはストックで100%を達成することを掲げています。

これを受けて、一般社団法人日本照明工業会の照明成長戦略2020により、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%を普及させることを目標とするということを業界として決定されました。

2020年で蛍光灯が製造・流通が禁止になることはありません。しかし、業界の目標によって、パナソニックでは2019年3月をもって蛍光照明器具の生産終了を発表しています。東芝でも2016年6月13日発表で、2017年3月をもって蛍光灯器具の製造を中止しています。NECは2018年3月をもって蛍光灯器具の生産を終了、三菱においても2019年3月末までに全ての蛍光灯照明器具の生産終了を発表しています。

これらを考えたときには、できる限り計画的に公共施設等への高効率電灯への切りかえを行っていかねばならないと考えています。最終期限である2030年直前では、選択肢が全くなくなっていることが考えられます。中間年である2020年においても、急増する代替の動きや、蛍光管の廃棄処理急増による廃棄価格の上昇、廃棄に関する時間の問題も浮上するものと考えられます。

町にとっても、最も有利な代替方法が選択できる時間がある間に計画を立てておく必要があ

と思いますが、町としての考え方をお示してください。

また、学校においても高効率照明である無電極ランプに交換することで、LED照明のメリットに加え、無電極ランプならではのメリットを享受することができます。特に、360度全面発光、目に優しい明かりで作業の邪魔にならないというメリットで、工業検査部門でも多くが採用されております。

これらを考えるとき、文科省の一律な照度規定にとらわれるのではなく、一層の学習環境の充実を無電極ランプなどで図ってはいかがでしょうか。これで1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからのLED化及び無電極電灯への更新の考え方についてお答えしたいと思います。

町が保有する公共施設というのは、平成29年3月に策定させていただいた公共施設等総合管理計画によって、長期的な視点を持って公共施設の更新や統廃合、そしてまた長寿命化などを計画的に行うものとしておりますが、その基本方針に従って、今後とも10年程度の間に行うべき対応を記した個別施設計画を作成しながら、各施設の更新や長寿命化などを図っていくこととしております。全施設を既設の照明から高効率の照明へ更新するには、かなりの経費を要して、一斉に更新するという事は財政的にも懸念されますので、保育所あるいは学校施設等を優先的に行うなど、個別施設計画の中で蛍光灯問題を大きな課題と捉えながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

なお、既に庁舎等の新たな施設や学校・体育館の一部の照明においては高効率照明への切りかえを進めており、今後も既設照明の取りかえの際には、予算の範囲内で順次対応を進めるとともに、リースの活用などより財政的に有利な導入方法、手法も検討してまいりたいと思っております。

○議長（古田聖人君） 伊藤学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（伊藤直輝君） 学校施設の高効率照明化移行についての考え方について、お答えをいたします。

平成28年3月に文部科学省、小・中学校施設整備指針に照明設備の項が設けられており、具体的には「照明器具は当該空間の利用内容、利用時間帯などに応じ、必要となる照度を確保し、見やすくまぶしさのない良質の光の得られるものを選定し設計すること。」また、「照明の点滅装置は操作しやすい仕様のものを選定し、適切な位置に配置することが重要である。環境負荷の低減等の観点からは、センサー等を利用した方式を選定することも有効である。」とされております。

このことや、議員が御指摘の今後蛍光灯の国内製造や輸入禁止の策が検討されていることを

考えますと、学校の照明設備をLED化することは有効であると考えます。また、照度分布や省エネから考えてもセンサーを利用することで、気象条件に関係なく、全ての学級で一定の照度が保たれること、制御による消し忘れ防止で省エネ効果があること、体育館などで利用している水銀灯ではできなかった瞬時始動、再始動がLEDにすることで可能になること等が高効率照明化で可能になります。

一方で、学校環境衛生基準に示されている照度及びまぶしさの基準については、毎年2回行っている照度検査で基準を満たしている現状でもあります。

学校施設の長寿命化計画策定も指示されており、今後は学校施設の劣化状況、学校施設を取り巻く環境を総合的に把握した上で、個々の施設の設備方針を定め、必要となるコストの長期的な確保が必要で、計画的な改修や維持管理が必要であり、照明器具の長寿命化についても、この学校施設の計画的で長期的な整備計画の上で整備されていくべきだと考えております。蛍光灯の製造や輸入禁止という報道があり、早期に整備しないとLEDが不足するなどという情報もありますが、現在、照明の整備は十分で、学校教育が正常に行われており、学校設備の長期的な整備計画に合わせてLED化が進められれば問題ないと考えております。

現在、笠松町の学校は、中学校の体育館は高効率照明化が図られ、小学校の体育館も順次高効率照明に切りかえています。以上の状況を踏まえ、今後も学校環境衛生基準に基づき、児童・生徒に安心・安全な学びの環境を提供していくことを最優先に取り組んでいきたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

基本的に検討していただけるという方向だと思いますけれども、1つ、2つ再質問させていただきます。

今、公共施設の管理計画に基づいてという話があったんですけど、あれはあくまでも建物の管理計画であったと思います。確かに早く、例えば統合してなくなってしまうものの照明を変える必要はないと思うんですけども、それだけではなくて、その中身のそれぞれの機器について今の管理計画で考えられたのかどうかということをもまず1点だけ質問します。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 公共施設総合管理計画においては、今言われたようなそういう中身のことで管理計画を立てたわけではないと思います。当然おっしゃるとおり、私どもは40年間に全てのインフラを踏まえた管理計画を立てる、その中の一部の状況として10年計画のスパンでやっていくという中には、今言われた蛍光灯とか中の設備とかというのは入っていないのではないかと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） もちろんそうだと思います。ですから、まずは箱物が一番大事かもしれませんが、長期にさらに使っていくようなものについては、先を見越してより早い手当てが必要だと、中の機器というか設備についてはですね。そういった中で、さっき述べたような理由で高効率電球化というのも、できるだけ早い時期に考えられたほうがいいと思うんですけど、そのことについて異論はありませんか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 異論なんてのはないですが、初めに申し上げたように、いろんな財政対応の中からやること、そしてまた、お答えしたとおり優先的には保育園や小学校というところからも考えていくことの中で対応をこれから考えていこうということでもありますから、今御質問の中であったような対応を考えながら進めていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

いつもおっしゃっていただけるように、子供たちのところから最初とだけ言ってしまうのは大変ありがたいなというふうに思っております。

もう一つ、いろんなLED電灯とか高効率照明の中で、特にLED電灯についてはかなりいろんなメリットがあります。皆さん御承知のように寿命が長かったり、消費電力が少ない、経済的である、それから発熱をしない、冷房にとっては非常に有利であったり、赤外線や紫外線の放出が少ないので、紙の劣化とかいろんな劣化が少ないということですね。それと目にも優しいということも、その部分ではいろいろありますね。

だけど、デメリットも実際ありまして、例えば、今ですとパソコンのモニターなんてのはバックライトはほとんどLEDに変わってしまっていて、そのおかげでブルーライトによる目の障害というのは皆さん御存じのとおりで、ブルーライト防止用の眼鏡をモニターを見るときはかけましょうぐらいの世の中の動きになっているのも事実です。一般的には、照明そのものをずっと、天井の照明を見るわけではないので、その点は問題ないと思うんですけども、それもLEDのデメリットではないかなというふうに思います。

もう一つ、日本経済新聞の記事によりますと、ちょっと前の2010年の話なので、多分そこまで製造側も使う側も認識がなかったと思うんですけども、札幌市役所が執務室や廊下にある9,000本の蛍光灯をLEDに変えたと、そうしたら、8%ぐらいの職員の方が気持ち悪くなったとか、気分が悪くなったとか、執務ができないという体調不良を訴えたという事例がありました。



1つ聞きたいのですが、庁舎の大規模改修でLEDに変えたんですけれども、うちの役場の中ではそういう体調不良はなかったですか。

○議長（古田聖人君） 岩越部長。

○総務部長（岩越 誠君） 今のところ、そういったお話は聞いておりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

うちがここへ導入したのはつい最近ですので、2010年から比べると大分新しくなっているので、当然違っていると思いますね。僕が今ここでお話ししてわかっていただけるかどうかわからないんですけれども、LED電球というのは直流電流で動作します。普通の蛍光灯は交流なんですけれども、LEDは直流なんです。直流というのは、交流を全波整流して、それを例えば交流の電灯に、普通は小さいLEDだと5ボルトなんですけれども、電圧を下げなければなりません。全波整流、こういう波のやつをこういう波に変えて、それを直線に変えるということが必要になってきます。そのときに、非常に発熱量も少なく安価に整流したものの電圧を制御する装置の中にスイッチングレギュレータという回路があります。そのスイッチングレギュレータを使うと非常に、電波整流したAC100ボルトから5ボルトのDCをつくるのが非常に安価にできるようになりました。

ほとんどのやつがそういうのを使われているおかげで、それをすると要するにゼロボルトがきっちりゼロボルトっていう、でこぼこの波形になるんですね、細かく積分してみると。それが素早いちらつきにつながって、それで気分が悪くなるということにつながっていたようです。要は、その後ちゃんと平滑回路を入れれば問題ないんですけれども、当初のころはそういうものが余り整備されてなかったのではないかなというふうに思われます。

なので、今後、今のやつはないとは思いますが、こういう器具選定に当たっては、ぜひともそういうことも含めて考えていただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（古田聖人君） 岩越部長。

○総務部長（岩越 誠君） 各公共施設の管理者がそういったことを配慮するように、今、総務課としても注意をしていきたいと思えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） なかなか答弁しにくい質問で申しわけないです。

そういうことですので、ひとつ前向きに取り組んでいただきたい。さっきもリースなどという話があったんですけれども、リースだったりレンタルだったり、負債にならないような形での導入の事例もあるようですので、名古屋市あたりではそういうこともやっているようです。

で、ぜひそういう先進の市町の状況も見ながら、町にとって最も効率のいい、無駄にならない方法で導入を進めていっていただきたい、財政負担がないような形で進めていっていただきたいと思います。進め方については、それぞれ一生懸命考えてください。

もう一つ、学校のほうにお願いしたことがあります。

もちろん、先ほど言われましたように、管理計画に従って、国の指針に従って導入していけば問題ないというのは、最もそのとおりだと思います。別にすごく慌てて早くやる必要はないと思うんですが、例えばなぜ水銀による水俣条約が成立したのかということによると、いまだに小規模な金山においては、金の吸収のために小さい子供たちが水銀を使って作業しているという前提があります。そういうことがあったり、例えばさっき言った電気の全体的な需給のバランスを考えたときに、電気自動車が町中を走るようになったときに電力の供給ができなくなってしまうので、省電力をしなければいけない、じゃあ、そのために原発をつくっていいのかということも含めて、子供たちにそういう環境教育とエネルギー教育とを同時にしてほしいという思いがあるんですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（古田聖人君） 伊藤学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（伊藤直輝君） 御指摘のとおり、子供たちの安心や安全並びに環境問題、さまざまな見地から検討させていただきたいと思っておりますが、平成25年11月のインフラ長寿化基本計画において、32年ごろまでに長寿命化計画の策定ということが示されておりますので、それに基づき、その手引きが出されておまして、その手引きが若干専門的な知識を有しない者についてはわかりにくい中身になっておりますので、平成29年3月にその解説書というものが出ております。それにかかなり詳しく進め方が示されておりますので、そういったことも参考にしながら進めさせていただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 特に公共施設や学校において、例えば教室とかそういうところはLED化が望ましいと思えるもう一つのメリットは、実は蛍光灯というのはガラス管でできています。ガラス管の中に水銀を密封して表面に塗った蛍光体に電子をあてて蛍光させています。LEDの場合は半導体ですので、直管型のもでもリング型のもでも、基本的にガラス管ではありません。ポリカーボネートという耐熱性の高い非常にかたい樹脂でできています。ですので、例えば地震が来て落ちてきても割れたりという心配が非常に少ない、だから、そういったことによる、例えばけがであったり、子供たちの身を守るということにとっても非常に重要というか、前向きというか、いい結果になると思います。そういうことをぜひとも考えた上で進めていっていただきたい。

先ほどもう一つ言いました電極ランプというのは、ガラスでできています。非常に重いのと

いろんな制約があって、使いたい場所というのは限られてくるかもしれません。体育館のステージの上の、例えば演出のためにどうしても必要なときなど。調光がゼロ%から100%まで完璧にできるんですね、無電極ランプだと。LEDの場合はゼロから30%というのは調光ができません。30%のところまで切ると、それ以下にするとぽつっと切れてしまいます。なので、ゼロから徐々に明るくするという演出ができないんですね、ですから、そういう使う場所を考えて使っていただきたい。

あとは、例えば美術の部屋であったり、例えば理科の実験で色をしっかりと見なきゃいけないところというのは、360度照明で非常に太陽光に近い色で発光する無電極ランプというのは有効だと思います。例えば、トヨタ系の工場部品の色の検査とかにも使われているそうです。なので、それぞれの場所に照らし合わせて技術的に裏づけのある形で選定を進めていっていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それで、その考え方について一言だけお願いします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、科学的な話やいろんなことは我々よくわからなかった部分があって、今お聞きしたことは参考にさせていただいて進めていければと思っています。ただ、初めに申し上げたように、いろんな部署のいろんな対応の中で、やっぱり財政的な部分と計画的な部分を織りまぜながら、できるだけいい対応ができるようには考えていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

財政的に本当に負担のない方法もあるようですので、ぜひとも先進的な事例を参考にして、子供たちのために、そして未来のために、ぜひともいい選択をしていっていただきたいと思います。

願いをして、これにて私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

## 日程第2 第1号議案から日程第29 第28号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第2、第1号議案から日程第29、第28号議案までの28議案を一括して議題といたします。

これより総括質疑を行います。

通告順により、順次質疑を許します。

9番 船橋義明議員。

○9番（船橋義明君） それでは、通告に従って総括質疑をさせていただきます。

質問事項は、町政全般についてであります。

平成30年度は町制130年を迎える年に当たり、またあと1年余りで平成が新たな時代へと変わっていく年でもあり、慌ただしい年度になろうかと思いますが、町民の皆さんの安心・安全を祈っている次第であります。

平成30年度予算を見ますと町税の増加が見込めない、さらには国からの地方交付税や臨時財政対策債の減など歳入が見込めない状況の中で、人口減少対策など多くの事業を実施していかなくてはならないと思います。

平成30年度予算編成に大変御苦労されたと思います。また、議員有志一同で「予算編成及び将来施策に対する要望書」を提出させていただき、町長より前向きな回答もいただきました。そこで、今回は町政全般として新年度予算の3つの重点項目の各事業や要望事項の中から幾つか質問をさせていただきます。

重点項目の1つ目、町民の生命と財産を守る強いまちづくりについての質問であります。

避難行動要支援者システムの導入や自主防災組織育成事業、防災備蓄品整備など、防災対策として各種事業を進められておりますが、防災対策を行うための体制の強化も重要であると考えます。今の体制で進められるのか、何か新しい体制を考えているのかお尋ねいたしたいと思っております。

また、冠水対策も最近問題視されておりますが、現在進行中である雨水調整池整備工事の進捗状況と今後の整備計画についてをお聞きしたいと思います。

次に、重点項目の2つ目ですが、心身ともに健全な人間味豊かに成長できるまちづくりについてであります。

中学生の英語力向上や異文化体験などを目的に行っている国際交流事業であります。平成27年12月に笠松中学校とグアムのイナラハン・ミドル・スクールとの姉妹校提携式には私も立ち会いました。姉妹校提携以降2度目の派遣となるわけですが、何か交流等の進展はありましたか。また、来年度の派遣事業に新たな交流を予定しているのかお聞きしたいと思います。

次に、教員の長時間労働緩和の関係で、平成30年度より中学校の部活動に指導力の高い社会人指導者を配置するようではありますが、実技経験や指導資格はどのレベルを求めているのか。そして、どのように任命し、どこまで指導できるのか、また生徒たちの影響についてもお聞きしたいと思います。

次に3つ目、快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりについてですが、町長の念願であるサイクリングロードは、笠松みなと公園から河川環境楽園までの接続が完了いたしますが、町外から広く集客を得るために、トラクター馬車やEボートなどと連携したレクリエーションなどの活用方策も必要であると思っておりますが、いつごろ完成し、どのように活用してい

くのか、周知方法などもお聞きしたいと思います。

次に、重要な自主財源でもありますかさまつ応援寄附金は、近年、町民の皆さんのために活用させていただいておりますが、総務省通達によりお礼の品の見直しを行いました。その後、寄附推移についてはどのような状況になるのか、またさらなる自主財源の確保のためにも、新たなお礼の品の発掘やPRが必要だと思っておりますが、何か考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、笠松町は美しいまちづくり条例や道徳のまちづくり条例を制定して、マナーやルールを守り、美しい町を目指して来年度も継続事業を行っていくわけですが、笠松駅付近に吸い殻が落ちているのは大変不潔であります。灰皿を設置するなどの対策をとってほしいとの御意見をいただいておりますが、このように吸い殻が落ちているようでは情けない状況であり、大人がそういうことをしているということなら、本当に残念でなりません。

屋外にも灰皿を設置してある場所が幾つかありますが、それでも吸い殻が落ちている状況になっていますので、笠松町内で重点区域を決め、禁煙地区を設定し、対策などをしなければならぬと思います。将来的には、屋外での喫煙を禁止するというような厳しい規定、さらには罰金などの規定も設け対応したほうが良いと思っておりますがいかがでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に下水道についてであります。平成28年度決算で整備率は認可計画の75.2%と計画的に進んでおります。しかし、水洗化率が最新の数値で79.5%と聞きましたが、かなり少ない状況だと思います。整備した地域は速やかに加入するという100%の加入率を目指さなくてはならないと思っておりますが、その下水道加入率の促進について近隣市町の加入率の状況と、加入しない世帯についてのペナルティーなどを設けているのかお聞きします。あわせて笠松町の対策などについてもお聞きします。

最後に、歳入が見込めない、基金も少ない、喫緊の課題に対応するため多額の経費を要する状況などを考えましても、とても厳しい財政状況が続いております。健全な財政運営を行っていくために何か方策があるのかお聞きしたいと思います。

また、歳入が見込めない状況である中で、今ある資金、基金などの最大限活用するために運用も重要であると考えます。日銀がマイナス金利を実行して2年が経過いたしました。その間の基金運用の影響や定期預金以外の運用の検討などはされたのかお聞きします。

以上、総括質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） 9番 船橋議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、船橋議員さんからの総括質疑の町政全般の中で、まず第1点目の町民の生命と財産を守る強いまちづくりの中で、防災対策の強化に向けた組織体制について

での御質問であります。近年日本国内において地球温暖化に伴う気候変動によって、さらなる災害の激甚化が懸念されており、当町においても昨年10月の台風21号による、いわゆる風水害時に避難勧告を発令して、町民の安全確保や防災対策に努めるなど、常に迅速な対応が求められております。平時から防災情報の発信システムや、あるいは防災備品の備蓄などハード面の対策を講じることはもとより、災害時の対応の際に的確に状況を把握・想定をし、また判断・対応をすることで被害の最小化を図ることができることの人材の育成が大変必要であると考えております。

また、当町においても犯罪発生率というのは近隣と比べて少ないものの、都市化や高齢社会の進展もあって、今後も治安のよい安心して暮らせるまちが求められているところであります。そのため、消防や警察等との関係機関と連携をし、より安全な町を構築するために、専門的な職員を配置するなど危機管理対策を行う防災・防犯に特化した組織体制を今考えております。

2つ目に、雨水調整池整備工事の進捗状況と今後の整備計画についての御質問であります。

雨水調整池整備工事の進捗状況というのは、施設の本体工事を平成29、30年度の2年がかりで施工しており、工事内容としましては平成29年度中に鋼矢板及び基礎ぐいの設置を完了して、平成30年度に掘削や躯体の築造や埋め戻しを行う予定であります。

今後の整備計画につきましては、平成31年度に調整池の機械電気設備工事や上下流部の雨水幹線整備工事、そして調整池との接続工事等を実施して、平成32年度に施設を稼働する計画で進めさせていただいております。

その後、上下水道管や電柱等の支障物件の復旧や歩道設置や、あるいは調整池の上部の整備を実施していく予定であります。厳しい財政状況の中での継続事業であります。近年多発するゲリラ豪雨や大型台風などによる水害対策として十分効果が発揮できるように、施設の早期稼働に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2番目の心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくりの中で、国際交流事業で姉妹校提携したイナラハン・ミドル・スクールとの交流の進展についての御質問であります。平成27年12月11日にイナラハン・ミドル・スクールで議員の皆さんも御参加のもと、笠松中学校との姉妹校提携調印式を行って、今後も幅広い分野での交流を通じて、末永い友好関係を築いていくことを約束しました。

この調印締結後に初となる平成28年度の海外派遣事業では、3泊4日の行程の中でイナラハン・ミドル・スクールの生徒とは、ボウリング大会やバーベキューによる事前交流を行って、翌日の学校訪問では、笠松の中学生と現地校の生徒がペアとなって英語で行われる授業への体験参加や、あるいはチャモロダンス教室や学校カフェテリアでの給食など、約半日間、学校生活をともに過ごすとともに、書道や折り紙などの日本文化を英語で紹介するなど、2日間にわたる現地校生徒との交流は従前以上に友好を深めることができました。

このグアムの派遣事業以外のイナラハン・ミドル・スクールとの交流について、平成30年度は、お互いの学校生活や文化活動を紹介する映像による交流活動を実施してまいります。この交流によってイナラハン・ミドル・スクールの認識を深めるとともに、今年度のグアム派遣の機運を高めて、より充実した交流活動が実現できるように、笠松中学校とともに取り組んでまいりたいと思います。

そして、来年度の青少年派遣事業で何か新たな取り組みがあるのかという御質問であります。町内在住の中学生の語学力の向上を図って、いわゆる国際的な視野を広めることを目的に平成5年度から実施をして、次回で18回目となる青少年の派遣事業であります。現在のところ、従来と同様にイナラハン・ミドル・スクール生徒との交流や自然体験、またイナラハン村長への表敬訪問や英語での日常生活体験等を計画をさせていただいております。

なお、中部国際空港とグアム国際空港の間の飛行機の減便によって、来年度は従来より1泊多い4泊5日の工程を予定しております。ふえた滞在時間の活動として、現地生活にじかに触れて、英語を話す機会がふえる活動を計画していますが、具体的内容としましては、中学校やイナラハン・ミドル・スクールと協議をしながら、より英語力の向上や国際的な視野が広がる活動にしていきたいと思います。

次に、第3点目に快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりの中で、第1点目のサイクリングロードの完成時期と活用方法についての御質問でありました。

このサイクリングロードにつきましては、笠松みなと公園を起点に河川環境楽園までを結ぶ計画で整備を進めておいて、平成30年度に中継拠点より河川環境楽園に向かう約1.2キロメートルの整備を実施することで接続が完了をいたします。完成時期につきましては、河川敷内を通るルートであることから、出水期の工事の可否による進捗に影響するものと考えられますので、国土交通省と協議をして早期の完成に努めてまいりたいと考えております。

なお、このサイクリングロードの活用方法については、社会実験で好評であったレンタサイクルの実施を進めて、みなと公園と中継拠点と、そしてまた河川環境楽園をつなぐ駅伝やウォーキングなどのスポーツや、あるいはイベントやレクリエーション、そしてまたトラクター馬車等の活用も検討していきたいと考えております。

また、そういう中で現在、木曽川自転車道整備運営連絡会というのが組織をされておりますので、木曽川における自転車道等の広域ネットワークの形成を目指すとともに、自転車道等の整備や運営、そしてまた管理の充実に取り組んでまいります。広域的なサイクリングロードの利用促進と、また交流人口の増加に向けて各行政間での情報交換や広報活動の輪を広げて連携をした周知活動を図ってまいりたいと考えております。

次に、かさまつ応援寄附金の推移についての御質問であります。総務省から通達を受けて、昨年12月1日をもって、このお礼の品の返礼割合を3割以下へと引き下げて、町民の皆さんへ

の返礼品送付の取りやめの措置をとらせていただきました。それと同じくして、減少傾向にあった寄附金収入を確保するために、新たにポータルサイトふるさとチョイスから直接笠松町に寄附を申し込めるようにするなど、寄附者の皆さんの利便性向上に努めてまいりました。

見直しを実施した前後の実績としましては、4月から11月までは対前年比で件数が913件の減、金額としては870万円の減となっておりますが、見直し後は12月から2月の3カ月であります。前年対比で件数が約383件の増、金額としては190万円の増加となっております。また、寄附者の内訳を見ても、以前にも笠松町に寄附をしたことがある、いわゆるリピーターの方の割合が、この見直し前では65%を占めておりましたが、この見直し後では35%となっており、新たに笠松町へ寄附をされる方がふえているということだと思います。

また、そういう中で新たなお礼の品の発掘とPRについての考え方ということではありますが、昨年12月1日の見直しを実施する際に、お礼の品のポイント制を廃止して、いわゆる2,500円刻みであった商品提案の料金設定についても、お礼の品を提供するパートナー事業者で自由に設定できるように変更させていただきました。この新しい制度については、従来から協力をいただいているパートナー事業者に加えて、それ以外の商工会員の皆さんにも広くお知らせをして、引き続いて新たなお礼の品の発掘に努めているところであります。

また今後、事業の趣旨や内容をわかりやすく示して、ふるさと納税を募集し、寄附者の共感を得るものとする事業提案型の、いわゆるガバメントクラウドファンディングの導入も検討して、笠松町の魅力の発信や、並びに他市町村との差別化を図ってまいりたいと思っております。

次に、屋外における喫煙者に対する罰則や罰金等の規定についてのお尋ねであります。議員御質問の笠松駅周辺のたばこのポイ捨てについては、昨年の11月の町政懇談会において、笠松駅東口周辺のポイ捨てに対する御要望が多くございました。その対応としましては、路面上に大きくポイ捨て禁止の表示をして駅利用者等に注意喚起を行う対応をとらせていただいところでもあります。

議員の言われる禁煙地区については一策であると考えますが、当町におきましては美しいまちづくり条例を制定し、喫煙される方のマナーや吸い殻の適正処理などの責務を明確化し、まちの環境美化に対する意識啓発などを実施しているところでありますが、現時点においては路上喫煙を早急に禁止するというだけでなく、笠松駅東口と同様の対応をさせていただいて、また喫煙される方のマナーの向上やポイ捨てに対する注意喚起などを可能な限り実施していきたいと考えております。

次に下水道の問題であります。まず第1点目の下水道の加入状況についてであります。

本町並びに近隣市町の下水道加入状況につきましては、平成29年4月1日現在で、笠松町が79.5%、そして岐阜市が80.4%、各務原市が87.8%、岐南町が91.5%で、また木曾川右岸流域下水道関連の10の市町の平均水洗化率は86.7%となっておりますので、本町は他の市町と比べ



低い状況となっております。

次に、この未加入世帯へのペナルティー規定を設けられるのかという御質問であります。未加入世帯に対しては、本町では罰則規定は設けていませんが、下水道法では合併、あるいは単独浄化槽を御使用の御家庭は、いわゆる下水道法第10条によって遅滞なくその土地の下水を公共下水道へ流入させるための排水設備を設置しなければならないというふうになっております。

また、くみ取り便所を御使用の御家庭は、下水道法第11条の3によって、その区域で公共下水道が供用開始されてから3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない、公共下水道管理者は、違反している者に対して相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる、ただし、建築物が近く除去されたり、あるいは移転される予定のものである場合、また水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情があるなど、相当の理由があると認められる場合はこの限りではないと規定をされております。

下水道法の第48条では、法第11条の3によって、命令に違反した者には30万円以下の罰金に処するという規定もあります。今まで全国的にこれを運用した事例は、調査したところ見当たりませんでした。

次に笠松町は、下水道未加入世帯に対してどうこれから対応していくのかという御質問であります。これまで町民の皆さんには、下水道に対する理解を深めていただくために、ホームページでのPRや、あるいは毎年5月号の広報「かさまつ」で下水道の供用開始のお知らせや、あるいは下水道への接続のお願いの掲載をして、下水道工事説明会では、下水道の役割や供用開始後早期に加入していただけるよう水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度や水洗便所等改造工事助成金交付制度の説明を行ってまいりました。さらに、今後の取り組みとしましては、毎年9月10日が下水道の日に制定されておりますので、この時期に合わせて、特にくみ取り便所、あるいは単独処理浄化槽使用の御家庭へ、下水道の早期加入のお願いに水道課の職員が戸別訪問をさせていただく予定であります。今後も引き続き、粘り強く水洗化の促進に努めていきたいと思っております。

次に、財政運営についての御質問であります。厳しい財政状況の中で健全な財政運営を行っていくための方策はあるのかという御質問であります。

当町の財政状況は、普通交付税及び地方消費税交付金等を含めた一般財源の増収は非常に厳しく、社会保障関係経費のさらなる増加に加えて、予算編成に当たり基金を取り崩して不足分を補うなど、今後の財政需要を考えますとさらに厳しい財政状況にあると考えております。また、町債残高の見込みは約70億3,000万円であり、これらに伴う償還額が5年後にピークを迎える状況であります。こうした厳しい財政状況が続く中、将来にわたり健全な行財政運営を維持して増大する行政需要に対して必要な事業を見きわめるために、今年度プロジェクトチーム

を設置し検討を重ね、実施可能なものは平成30年度の予算編成より反映をさせていただきました。

そのプロジェクトの検討案をもとに、議員御指摘の喫緊の課題に対応すべく、具体的なアクションプランとして、1つ目には人と組織の育成として、また2つ目には自立できる行財政運営、3つ目に公共施設マネジメントの確立を3本の柱として効率的な行政経営や人材育成、そして受益者負担の適正化、歳出抑制、施設の最適化などに取り組んで、いかなる社会経済情勢の変化にも対応できる体制を整え、将来へ引き継ぐ限られた行政資源を最大限に活用して、実効性のある行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

また、事業実施に当たっては、引き続き基金の活用に加え、将来負担を見据えた上で交付税措置がある有利な町債を厳選し、適切な財源の確保に努めるとともに、貴重な自主財源となるふるさと納税寄附額の向上を図って、将来へ負担を先送りしない自立できる財政運営を進めてまいります。

最後に、日銀のマイナス金利政策に対する基金運用の影響と定期預金以外の運用は検討されたのかという御質問であります。基金に関しましては、銀行その他の金融機関への定期預金や国債証券、そしてその他の証券の買い入れ等の確実な方法によって運用しなければならないとされており、その運用に当たっては安全性、そしてまた確実性と有利性の確保を重視する必要があります。議員御指摘のとおり、日銀のマイナス金利政策によって定期預金の利率が低くなっている現状の中で、この基金においても最も安全で有利な方法で運用すべく、昨年度より企業主催の資金運用セミナーに会計管理者及び関係職員が参加したり、また役場においても外部講師を招いてセミナーを開催するなどして、より有利な資金運用をすべく検討を重ねてまいりました。

しかしながら、今年度予算においては、多額の基金繰り入れを実施しており、また来年度以降もその状況が継続されると見込まれますので、国債等の債券を購入するには長期のものを購入しないと、いわゆる利回りが低くてメリットがないために、今後も財源不足による基金繰り入れを継続的に実施するような事態が生じた場合、この基金残高が不足をして債券を売却しなきゃならなくなり、資金は元金割れをしてしまいます。

以上のことから、資金運用については検討いたしました。安全性や確実性を重視し、現状では定期預金以外の運用は困難と判断をいたしました。今後、財政状況が改善され、また資金運用の見通しが立った場合には改めて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（古田聖人君） 伊藤学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（伊藤直輝君） 部活動に配置される社会人指導者についてお答えをいたします。

実施要項に規定しております社会人指導者は、次のいずれかに該当している方としています。

1. 教職員免許法に規定する普通免許状、特別免許状、または臨時免許状を有する者。
2. 公益財団法人日本体育協会の加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者。
3. 中学校もしくは高等学校の部活動または地域のスポーツ活動において指導した経験を有する者。また、笠松町の在住であったり、町外であっても笠松中学校を卒業していたり、笠松中学校の部活動指導に複数年携わったりした等の笠松町や笠松中学校の生徒に愛着を持ってくださっているかどうかを考慮したいと考えております。有資格者または指導経験者については必須であり、笠松町に愛着を持っている方については、選定への参考とさせていただきたいと考えております。

また、笠松中学校の社会人指導者の資質向上のために研修会を企画・運営すること、中学校が年2回程度主催する部活動保護者会にも参加し、保護者からの要望等の情報収集や相談窓口等も行うこともできるようにしています。笠松中学校部活動の全体を見渡して、活性化への一助となるような業務も担わせたいと考えております。

次に、社会人指導者の任命方法と指導範囲、また生徒たちへの影響についてお答えいたします。

社会人指導者の任命方法としましては、学校長が実施要項にある選定条件及び人柄等を確かめた上で、教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱することとしています。

社会人指導者の指導範囲は、平日及び休日や長期休業中における部活動の技術的指導を行います。練習試合にも随行し、技術やメンタル面の指導を行います。生徒たちへの影響についてでございますが、社会人指導者御自身の競技経験及び競技に関する研修等の受講により、必要な技術・戦術・戦略、さらにはトレーニング方法やメンタル面に関しても専門的な知識を有しております。そのことにより、生徒一人一人への技術向上のためのきめ細かな指導が期待できます。

さらに、現在の候補者としている方は競技だけでなく、地域の子として温かく見守ってくださり、人間的な成長を支えてくださることが期待できると考えております。競技的にも人間的にもサポートが期待できることにより、部活動を通して笠松中学校生徒の心身の健やかな成長が最大限に期待できるものと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 大変いろいろ答弁いただきまして、ありがとうございました。

期待できる答弁と、まだ考えないかなという点多々ありましたが、特に気になっておりますのは下水道の加入率ですが、かなり今、パーセンテージを見ておっても笠松町は低いという感じがします。財政状況が厳しい中、協力していただかんと余計いかなのやないかなという気がします。

身近な部分で申し上げていかんですけれども、例えば笠松町に在住してみえる職員の方にそういう方があったり、それやったら特に促進していただくとか、あるいは我々議員の中にもそういう人があったら、ぜひいち早く、特に議員はいち早く、皆さんのリーダーとなっておる人物でありますので協力していただきたい。いろんな方策を考えながら、少しでも加入率を高めていただきたいなと思っております。

また、たばこの吸い殻の件であります。たばこ禁止という、吸ってはいけませんという看板を立てるのも結構であると思っておりますけれども、灰皿を置くのも結構、ただその灰皿を誰が掃除するんだと、誰が始末するんだという問題も出てきます。我々近くにおる者は目につくとやっぱり掃除はしておりますけれども、家の周りは掃除できるけれども、駅の近くまで行って掃除するわけにはいきませんもんで、そういった点もありますので、またこれも考えながら進めたいと思います。答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お疲れさまでした。

総括質疑の途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

総括質疑の続きを行います。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） それでは、町政全般についてお願いをいたします。

平成30年度当初予算について総括質疑をさせていただきます。

まず町民の暮らしについてですが、安倍内閣は、昨年12月22日閣議決定した2018年度予算案は、憲法を変える動きに呼応して、他を攻撃することなく専ら守りによって自国を防衛すると、武力行使を禁じている日本国憲法下での自衛隊について、専守防衛から本格的な攻撃能力の整備に踏み込む予算案となりました。

私は、憲法を変えて武力を持ち戦争をする国にはならないと強く思います。経済や暮らしの面では、この5年間に大企業や富裕層がもうかれれば、それが滴り落ちて国民全体が豊かになるという政策で、異次元金融緩和による円安、株価高騰誘導、大型公共事業の拡大、大企業への連続減税、公的年金や日銀の資金を使った株価のつり上げなど、大企業と富裕層のもうけをふやす政策の一方、私たち国民には消費税増税を初め、社会保障の連続改悪です。町民の暮らしについてどのように把握されているのかお尋ねします。

そして、確実に進む人口減少や少子・高齢化に向けて、国の施策をどのように見ておられるのかお尋ねします。

2つ目に、現在進められている地籍調査は、人口減少や高齢化が進む状況を踏まえると大切な事業だと考えますが、今後の見通しについてお尋ねします。

そして、新しく提案されております創業支援事業についての町長の構想や計画など、お聞かせください。

以上で総括質疑とさせていただきます。

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の町民の暮らしの中で、町民の暮らしについてはどのように把握しているのかという御質問であります。

政府は長く続いたデフレからの脱却を目指して、経済の再生を最優先課題と位置づけて、経済再生なくして財政の健全化なしということの基本として、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、あるいは賃上げなど雇用所得環境は大きく改善をして経済の好循環が実現しつつあります。

しかしながら、当町の個人や法人町民税の予算は微増にとどまり、町民の皆さんや事業者の会合等においていろいろお話を聞きますと、地方までその効果は波及していないのではないかなかなか成果を十分に実感できるというところまでは至っていないと感じております。

平成30年度の所信表明でも申し上げたとおり、住民視点による行財政運営が肝要であると考えておりますので、引き続き安全・安心、そして住んでみてよかったと感じていただけるようなまちづくりを進めていくのが私の責務であると認識をしております。

そして、人口減少や少子・高齢化に向けて国の施策をどのように見ているかという御質問であります。政府においては一億総活躍社会の実現を目指して3本の矢を強化して、新3本の矢を放ち、少子・高齢化という構造問題に正面から立ち向かって、成長と分配の好循環の実現に向けて取り組んでおります。誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向けて、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指している施策について、当地にその効果が及ぶよう期待をしております。

町においても、自主性や主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組み、町民の皆さんとともにまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、地籍調査についての御質問ですが、この地籍調査事業は平成27年度より着手しており、1つの調査区域においておおむね5年間の期間が必要ですが、現在調査を進めている笠松北西部第1地区は3年目に当たる面積計算や図面作成、笠松北西部第2地区では2

年目に当たる現地立ち会い及び測量作業まで完了しております。

今後の計画としては、第1地区は平成31年度、また第2地区は平成32年度の認証、登記に向け事業を進めて、笠松北西部第3地区においても計画的に進めていく考えであります。なお、新たな調査区域の選定については、笠松町地籍調査推進委員会を開催して協議をしていただきたいと思いますと考えております。この地籍調査は、長期の年月を要する事業であります。人口減少や少子・高齢化により土地の管理が困難になることや、所有者不明土地の増加も懸念されるために引き続き着実に進めていきたいと考えております。

最後に、創業支援事業についての構想や計画についてのお尋ねであります。当町の創業支援事業計画につきましては、昨年5月から国の認定を受けて、創業塾の開催やワンストップ相談窓口の設置や融資相談、そしてまた空き店舗活用助成などの事業をパッケージ化して、関係機関が連携支援することによって、起業の促進や、ひいては雇用の創出を図っていききたいと考えております。また、国においては、地域経済好循環の実現のために設備投資の促進や税制措置、そしてまた規制改革、中小企業支援強化などの多岐にわたる施策を計画・実施しているところでありますので、当町といたしましても、実施や実現が可能な施策があれば積極的に取り組んでいきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、安倍政権が行いました大企業がもうかれれば滴り落ちるとということについては、余り期待ができないのではないかと考えております。現在国会での議論の大もとなっている働き方改革の関係でも、私は労働基準法に基づいた8時間労働制を堅持した改革こそが大事だと思っているんですが、いわゆる不安定雇用の減少をしていくことこそが国民のための改革になると考えておりますが、なかなかそのような思いと全然違う方向に行っているように思えるんですけど、町民の皆さんの中でも、本当に今の貧困の格差という中では、その問題が大きいのではないかと思います。働き方改革に関する笠松の労働者の方たちの状況、暮らしの様子などをつかむ方法というか、お話し合いをする機会とかそういうのは考えられていないのでしょうか。

現状、本当に働いている人たちの、笠松の皆さんの様子、私もなかなかつかみにくくてあれなんですけれども、町長さんたちはその点で働く人たちがどのような状況に見えるのか、そういう点考えたことがあるのかどうなのかお聞きしたいです。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、質問の中でお答えしたように、私どもも事実、いろいろ外を回ったり、いろいろ事業者の方や労働者の方やいろんな方の中でお話ししていることの中で聞いた話から、今言った厳しい状況にもあることの雰囲気はつかんでおりますが、今の働き方改革や労

働の問題に対して、いわゆる労働者の方とのいろんな会合というか意見交換というのは、今まではちょっとまだやったことはないですが、どういう方法でできるかわかりませんが、私どもも極力外を歩いておる中では、いろんな皆さんには御意見は何っておるんですが、特定の皆さんとのそういうディスカッションというのは、まだ今まで経験はしておりませんが、そういうことも機会があれば何かで考えられればとは思ってはおります。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） できたらそんな機会を、町長みずからだと思いますが、町政懇談会などを開いていらっしゃると思いますが、こういうところが参加していただける場所の一つになるのではないかと思います。そういう観点で進めていくということではどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今やっている町政懇談会の一つは、いわゆる町内会組織の町政懇談会がありますが、そういう中でいろいろ町民の皆さんからお聞きしたのは、町政のことや住民の考え方やみんなが今思っていることを直接いろいろ、町内会とかそういう組織じゃなくて、例えば町長に来ていただいて、町政のことで懇談する機会はつくれるのかという御質問もいただきましたので、喜んで参りますので、そういう意見交換や町政交換をする場所があれば、懇談会として対応させていただくのでというお答えもしました。いろんな意味でそういう場があれば、極力出かけて意見交換をすること、そしてまた今の町政を理解していただくようなお話をすることというのは大変大事ではないかと思っていますので、積極的に進めたいとは思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ぜひいろんなチャンスもあるかと思いますが、いろいろな施策をやるにしても、現在の働き盛りの人たちを何とかいろんな町の行政に関心を持っていただき、また笠松町をどう思っているか聞いてみたい、そんな気持ちもあります。例えば災害がいろんな各所で起こっていたり、こうした気候の変動による災害などもあつたりしているときに、周りの皆さんとお話をするとうつ松っていいところだと言われますし、住みやすいということも言われます。だけど、なかなかそのことが町政に生かされていくというか、外へアピールしていくもとなっていないような気がするんですね。だから、なおさらにぜひ町政をわかってもらうこと、それから皆さんの御意見を聞くという機会として、ぜひ平成30年度の中では実行に移していただけたらありがたいと思います。

次に地籍調査ですが、今、幾つか財政の厳しさを言われるわけですが、これに手を付けたということは、本当に計画的に早く実現していければ、きっとお役に立つ施策だと私は思います。だから、なかなか大変かもしれませんが、平成30年度はとりあえず次の計画地区に

移るといふ段階のように思っておりますが、ぜひ一日も早い計画づけと位置づけでやっていただけたらと思っておりますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 地籍調査の重要性というのは、我々も議会の皆さんも共有しながらスタートしたわけでありまして。当然、今、第1期、第2期のところを進めて感じているのは、確かに状況が大変恵まれていて、スムーズに行っている部分もあるんですが、やはりこのことが進まない地域、ほかを見てみましても、いろんな事情があるようであります。これは決して短期間にできる話ではないんですが特に懸念されるのは災害があった後、復興にやっぱり大きく影響することありますから、そういうことを踏まえながら、将来のこの地域のために、やっぱり前向きに真剣に取り組んでいきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その意味で、完全に指定した地域が済んだら次に進むというのではなく、どこか7割ぐらい地籍の関係で進んだら次に進むとか、何か基準のようなものをつくる必要があるのではないかと思います、その点ではどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 一応今、初めに申し上げましたように、地籍調査推進委員会というのがあって、そこで全体的な流れを見て、この地域からこうやってということで御指導いただいて進めている部分もありますので、第1期、第2期を進めている中で、次のことを進めるに当たっては、この委員会で指定された地域をやろうと思っております。ただ、どういう流れになるかまだ、事務的に進めるだけではなくて、こういう公の中での進め方ありますから、そういうこともよく考慮しながら、またやはりいろいろ財政的な部分も、人の部分も、やってみてわかったんですが、かなりの労力も要るものですから、そういうこともきちっとやっぱり見きわめながら計画的にやっていきたい。決してやめるわけではないんですが、計画的に進めていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ただ、今、町長さん言われますように、やってみてわかったというところを私たちにも披露していただきたいと思っております。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、第1地区をやっているところのいろんな状況とか、いろんなことを説明をしながら、やはり皆さんにも当然共有しながらやってもらわなきゃならんことですから、



言われたことは一回状況を見て、御説明をしながら進めていきたいとは思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず災害があったときに、地籍の問題が起こるということもですが、現在の中で歴史が長い笠松町ですし、持ち主のなかなか追跡をしていけないような状況とかそういう問題は、そんなになく順調に進んでいるということでしょうか。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 調査を進める間で所有者が不明であるとか、そういった支障が起きていないかというような御質問でございますが、現在行っております調査区2つでは所有者がわからないですとか、そういった方に書類が行き届かないというような状況は起きておりません。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、次の創業支援事業ですが、もちろん商工会とタイアップしながらやっていただくことかなと思いますが、創業というのが実際には困難というのかなかなか進んでいない、むしろ高齢になってお店を閉じられるとか仕事をやめるとか、そういうののほう聞こえてくるんですが、この創業支援事業を提案された理由というのか、この時期にという意味での理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

国におきまして、産業競争力強化法という法律が制定されておきまして、国の経済を再興すべくということで、我が国の産業を中長期的に低迷から脱却させて持続的な発展軌道をとる観点の中で、そういった事業活動を重視するということから、こういった法律が制定されております。それで、そういった状況の中で新たな創業支援について重点的に支援をしていこうといった考えのもとにこのような計画を策定し、町として関係機関と連携を深めながら実施をしていくというものでございます。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もっと早くからこんなことが、いわゆる起業するという、言い換えれば起業者をふやして笠松の活性化につなげるという思いだと思いますが、それにはやっぱり今回の議案の小口融資条例などの使われない形での廃止の問題やいろいろ出てきていますけれども、本当に誘導するに当たっては役に立つ手続や、我々も含めてですが、本当にこういうのが

あって助かって生き生きと起業されていく、そんなのを夢見るわけですが、ぜひその辺の研究もしながら進めていただくことをお願いいたしまして、私の総括質疑にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） これをもって、総括質疑を終結いたします。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3月1日、町長から提示された第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて、本日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。

この際、第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程 第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件について

○議長（古田聖人君） 第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件を議題といたします。撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、第1号議案の人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件について、御説明を申し上げます。

今議会において、平成30年6月30日をもって、人権擁護委員である保母勝壽さん及び道家嗣典さんの任期が満了することに伴って、2名の候補者の法務大臣への推薦について議会の同意を求める議案を提出をさせていただきましたが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会議員の選挙権を有する住民とあるところ、1名の方について、その要件を満たさなくなったために、今回の提案では適当でないと判断をし、撤回をさせていただくものであります。

○議長（古田聖人君） 本件についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての撤回の件は承認されました。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第2号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この第2号議案は、平成26年の介護保険法の改正に伴って県から移譲される条例制定だと説明を受けたと思いますが、まずそれでいいでしょうか。

それから次に、移譲されるということは、この県の仕事を笠松町で行われるということになるのではないかと思います。なぜ県から移譲することになったのか、それが介護保険法の改正の中で指定されたものなのかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

介護保険法の改正は、平成26年の改正で間違いありません。この改正により、居宅介護支援事業所の条例に関する指導とかそういうのは市町村で実施を行うこととなりますが、昨日の一般質問の中にもありましたが、訪問介護の回数とかについても、地域ケア会議の中でその事業所が適正な回数かどうかというところを見ていかなければいけないとか、そういう事業所に近いところの市町村がそういうチェック機能ですね、そういうのを果たしていけないといけないということもありますので、そういう強化ということも含めて市町村のほうにおりてきたと思います。

それで、昨日のその一般質問の中でありましたとおり、訪問介護の回数が多い場合に、ケアマネジャーさんのほうからプランを出していただいて、それを検証するというのも市町村のほうで実施していくこととなりますので、そういうことも含めて移譲されてきたと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議案勉強会のときにお聞きしましたが、これが対象になるのは8事業所だということですが、この条文をずっと読んでいきますと、居宅介護としての結構いろんな指導というか監督とか随分、8つの施設の事業内容に対する監督責任のようなものが町の仕事として負うことになるのではないかと思います、その点ではどのように受けとめていらっしゃるのか、これまで多分平成29年度までは県がこの仕事をされていたんでしょね、だから、その事務費のようとか、大変なお仕事のように思うんだけど、そうでもないのか、そのあたりも含めてお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

町内に8つの事業所がありますが、その8つの事業所に対して指定をしていくわけですが、今現在、3月までは県のほうの指定になっております。それが、その8つの事業所によって指定の有効期限というか、最終の日にちというのがばらばらだと思うんですけど、そこはまだちょっと県のほうから情報をいただいているのでわかりませんが、6年に1回、指定を更新していきます。ですので、6年に1回は必ずやらなきゃいけないんですけど、その間にやはりチェックはしていかないといけないので、監査まではいかないかもしれませんが、指導とか現状の把握とかというのには市町村の職員が行くことになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

そこで、介護保険の施設ですが、居宅サービスとして、今、この条例にありますような指定居宅介護支援事業所、それから訪問看護事業所、通所介護、通所リハビリ、短期入所療養介護施設ですかね、それから福祉用具貸与等、そのあたりまでが居宅に関するものかなと思いますが、そのほかに地域密着型サービス、それから施設サービス。この地域密着型も居宅と合わさってでしょうか。それぞれの名前によってサービスが違うのでしょうか、この際、ここで少し系列的に教えていただけないでしょうか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

介護サービスの中には、幾つかいろんなサービスがあるんですけども、まず在宅のサービスと施設のサービスとに大きく分かります。地域密着型サービスの中にも、在宅のものと施設のものが含まれております。

まず在宅サービスの中には、通所介護は一般的にデイサービスと言われるものと、通所リハビリテーションと、それから訪問介護、ホームヘルプですね、それから訪問入浴介護、訪問リ

ハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、それからショートステイとか、特定施設入居者生活介護というものがあります。

施設サービスになりますと、介護老人福祉施設と介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つになります。地域密着型サービスの中には、幾つかあるんですけど、その中で地域密着型の、今の先ほどの施設サービスの中で言いました介護老人福祉施設、特養ですね、特養の地域密着型の、要は人数が29人以下の小さいところの場合が、地域密着型の中でも施設サービスになります。

それ以外のところの在宅のサービスの中に、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、それからグループホーム、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、それから地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護と、ちょっと幾つかあって申しわけないんですけど、そういうふうに分かれています。

○議長（古田聖人君） ほかにありませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○8番（安田敏雄君） 確認で申しわけないんですけど、今、服部部長さんがいろいろ施設を紹介されて、前にも笠松町内の幾つか、基準でいろいろ施設があるのは、一覧表をもらいました。そんなふうで、つい最近でもそうですが、ケアマネジャーさんに申し込んで、聞いて、うちのお父さんとかお母さんが高齢だからどうしようということ、我々もよく議員という立場で相談されるんですが、ケアマネジャーにプランを立ててもらうにはどうすればよいか。近くの愛生病院になりますが、ケアマネジャーいるはずなんですが、そういう場合は、病院のケアマネジャーと、笠松町のケアマネジャーさんも見えると思うんですが、そこら辺のこの行き来はどういうふうの関係でやっているのか、ちょっとそこら辺がわかりましたら。

というのは、やはり特養とか笠松園なんかに入るにはなかなか入れないようなことで聞いてみえるので、ケアマネジャーさんに相談してもなかなかということで、病院へ行きたいという人もあるんですが、そこら辺で、ケアマネジャーさんは病院だけにおるものなのか、笠松町の役場の中にもケアマネジャーさんは見えるのか、そこら辺だけ確認ですけど、ちょっとお願いします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

役場の中にはケアマネジャーとして仕事をしている者はおりません。社協の地域包括支援センターのほうにはケアマネジャーさんが見えて、要支援の方たちのケアマネジメントをされています。

あと、介護の申請をされて認定がついた後に、ケアプランを立てていただくケアマネジャー

さんは、笠松町内ですと今8事業所ありますけれども、それ以外にも、岐阜市とか、岐南町とか羽島市とかにもありますので、その一覧表をお渡しして、そこの中からケアマネジャーさんを選んでという形にはなりますけど、なかなか選んでといってもわかりにくいことにはなると思いますので、その辺は健康介護課で相談に乗りながら対応はしております。病院の中にも、松波病院さんのケアプランを立てる、病院というよりは、松波ケアプランセンターという別の事業所になるんですけれども、そういうところもありますし、愛生病院さんにもふれあい訪問看護ステーションだとか、それから「あおぞら」というケアプランを立てる事業所を病院とは別に持ってみえて、そこの中にケアマネジャーさんはいらっしゃいます。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

大変難しいこと、幾つかの施設があって、松枝のセンターまで行って勉強しないかなと思っ  
ているんですが、またよく勉強します。

さっき見ておったら、この条例、きょうの議案の中にも笠松町独自の基準として、暴力団員  
はあってはならないという理由が議案資料4ページに書いてありますね。今までは、暴力団は  
よかったかということになるんですが、なぜこれ笠松町独自で、今回だけ規定したのか。暴力  
団はもちろん、今、暴力団が施設を開業できるわけないし、従業員にもそんな人がおってはい  
かんのですが、これはあくまでも想定をして、4月1日からつけ加えるということかそこら辺  
のことと、それから参酌すべき基準って、参酌というのはどういう意味があるかちょっと僕は  
わからんで、教えてください。いろいろありますね、従うべき基準と参酌すべき基準と2つに  
分かれているが、その参酌ってどういう意味かちょっとわかりません。お願いします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

暴力団に関しては、今まで県のほうの条例の中には入っておりませんでした。笠松町の場合  
ですと、この後にも第15号議案で出てきます笠松町指定介護予防支援等の事業の人員等を定  
める条例が、今の要支援の方たちを対象に、今回出させていただいたような居宅介護支援、ケ  
アマネジメントのことについて定めた条例ですが、そこの中にも一応暴力団のことは記載して  
おります。

参酌すべきというところですけど、こちらのほうは議案の資料にもありますように、地域の  
実情に応じて、国・県の従うべく基準と異なる内容を定めることが許される内容だというこ  
とで、今回、笠松町のほうでは、この参酌すべき基準のところでは暴力団のことも加えて  
おります。よろしいですか。

[「参酌の意味」の声あり]

参酌という意味ですか。

どうしても国の基準どおりにしなくても、その地域に応じていろいろ考慮とか検討できるかどうか、融通がきくというか、そういう意味で捉えております。

○議長（古田聖人君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案 笠松町土地開発基金条例を廃止する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案 笠松町高額療養費資金貸付条例を廃止する条例についての質疑を許します。

なお、この件につきましては、続く第5号議案と関連性が強いので、できましたら質疑を一括して、まとめてお願いできると非常にありがたいと思っております。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 農業委員の任務に伴う改正だと思えますけれども、農業委員で行われる仕事は具体的にどんな内容で行われるのか、15名全員に委任ということで、地域別に仕事など分かれてくるのでしょうか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

農業委員会の委員さんについては、法律の制度改正等がございまして、新たな制度のもとで、今、活動をいただいているところでございます。

それで、今回提案させていただきました条例については、従来の農業委員会の3条ですとか、4条、5条なんかの許可、届け出に関する業務に加えまして、特に所掌事項として、遊休農地の発生の防止解消であるとか、あるいは農業への新規参入の促進、規模拡大等、そういった活



動が付与されてきているというようなことで、今回そういった活動に対して国のほうから農地利用最適化の交付金というものが給付されてまいりますので、それをその活動財源として報酬に加算して支給をさせていただくというような内容の条例改正でございます。

なお、お尋ねいただきました地域割り云々ということについては、おおむね御自身の近いところ、居住地のところでありますので、それぞれ届け出ですとか、許可の事案が発生したときには、立ち会い等を含めて、委員会で最後、採決をする際においては、当地の委員としての意見何かも付与いただきながら、最終的には町の農業委員会の採決を行うと、こういったような事務の流れで進めさせていただいているものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要するに国からの交付金というのは、農業をより進めていくというためなのか、または遊休農地を守る方策としてなのか、ただ調べてそういうことを煮詰めておればいいのか。そりゃあ大事な皆さんの税金をここに配分するわけですので、会議の目的としては、住民の要望で、今、農地の2号何とかとかいろいろ出てきたのを農業委員会で決定されて下していくと、笠松町の土地については、ということのようですが、それに何がどういうふうに加わって、この6,000円が1人あたりに。毎月ですか、年間ですか、それもあわせてお願いします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

大もとの法律の改正について、ちょっとまずそこからお話をさせていただきたいと思います。農業委員会法の法律改正については、確かに笠松町のように、都市近郊で農業が主力の産業ではないというような地域もあろうかと思えますけれども、日本全体を考えた中での農業政策の一環というような考えの中では、先ほど申し上げた担い手の不足の問題ですとか、あとは耕作放棄地なんかの解消の問題ということが、国の中では大きな課題等になっているところがございます。

そういった部分を解消すべく、新たに従来の、先ほど申し上げました法律に基づく許可ですとか、届け出といった業務に加えまして、農地利用の最適化の推進に関する事務、具体的に言いますと、先ほどの担い手の云々であったり、耕作放棄地の解消であったり、そういった業務が新たに盛り込まれて、農業委員会としてその地域において取り組んでいきなさいよと、そういったような事務が加わったわけでございます。したがって、そういった活動を行うに際して、地域でそれに類する、関する活動とか事案が出てまいりますので、そういったものについて報酬を賄おうと、措置しようというような形での改正になっております。

それで、報酬の支給額については、今回、国のほうから参考までに示されておりますのが、

1人当たり6,000円が上限というように示されておりますので、私どもといたしましては、6,000円の掛け12カ月分掛け15名分ということで、歳入では108万円の交付金を計上させていただきまして、歳出でも同額の報酬を増額させていただいて予算措置をさせていただいた、こういった状況になっております。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第7号議案 笠松町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） これは、町の職員でない者が火葬業務を行うというようなことというふうに聞いたんですけれども、火葬場の管理そのものはどのようになっているのかということについて、関連ですがお願いします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回、火葬作業等ということで、待合いですとかもろもろ附帯的な業務は委託というような形で考えておりますが、施設管理等については、引き続き町の管理のもとに行っていくという考えでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと関連になるんですけれども、火葬後の灰については、今どのような状況で処理されているんでしょうか、非常に高額な金額がついているというような話をニュースで聞いたことがあるんですけれども、希少金属をそこから取り出せるということで、非常に奪い合いの状況にあるというような話を聞いたことがあります。それで、笠松町の場合はそういう

ことがあるのかないのか、もしそういうふうには処理ができるのであれば、お金を払って処理をするんじゃないし、お金をいただけるという状況になる可能性があるというふうに聞いたんですが、その辺のことについてはどのようになっていますか。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

現状につきましては、火葬灰については、委託をいたしまして、業者のほうに処理をお願いしている状況でございます。昨今、新聞等で報道に取り上げられたことのことかと思えますけれども、そういった現状とか他の自治体での動向等も踏まえながら、今後、適切などいいますか、より当町にそぐうような手法があれば、検討また変更等も考えてまいりたいと考えております。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第8号議案 笠松町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

なお、この案件につきましても、先ほどと同様、第9号議案、第10号議案に関連性が強いと思われるので、またまとめたの質疑をお願いできたらと思えますが。

〔「1つずつ、あれが違いますので」の声あり〕

わかりました。では1つずつ。できましたら、関連するところは早目にやっていただくと、席を立つ時間もありますのでお願いします。

では、第8号議案についての質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第9号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一つは、笠松町国民健康保険の協議会の名称に笠松町をつけるという内容であったと思いますが、もう一つは、委員の任期が3年になるのも、この規約の中でされる内容でしょうか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

任期が2年から3年になることにつきましては、この条例ではなく、国民健康保険法の施行令のほうで、任期のほうが2年から3年に改正されます。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この税条例の中では、国民健康保険税の税率などが入っていると思いますが、納付金として決まった額を町として納入していくための施策なんです。笠松町予算主要事務事業の説明書の中で、これまで福祉医療の関係で、子供の医療費についての国からの補助のペナルティーがありましたので、その分をここでペナルティー分も含めて医療費の分の支出があったかと思いますが、予算主要事務事業説明書7ページにありますように、福祉医療

費の給付費で国保のほうへ回していくということは、納付金の中にこの額もペナルティーとして含まれるのは、そのまま、またペナルティーを科せられているようにここでは見えるんです。だから、乳幼児、児童・生徒の医療費の助成で、ゼロから就学前までの分は国が半分持つてくれるので少なくなっているということだったと思いますけど、それを現物支給することによる国保のペナルティーについては、国保財政の中では、どこでどのようにこうした問題が処理されていくのか、その点をお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

今までは、国のほうから負担金をいただくときに、乳幼児医療とか福祉医療の分の波及分として減額されておりました。その分については、一般会計のほうから繰り入れをしていただいております。平成30年度からは、国の負担金が町ではなく県のほうに入ってくるようになりますので、県のほうに入る時点で福祉医療の分、波及分というのが減額されてくるんだとは思われます。

そこで、県で計算されてくる納付金の中に、その分も加味されて各それぞれの市町の納付金は計算されていると思うんですけれども、その分、一般会計のほうから町として、波及分については繰り入れをしていただくので、入ってくる場所は違うんですけど、減額されている分については、今までどおり一般会計から繰り入れをしていただくものです。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要するに、これまでと基本的には同じで、今、納付金の中にはそうしたことの操作はされていない、全く笠松町の医療費として必要な分として来ているので、そういう国から来た分の中でペナルティーとして引かれる分も県のほうでわかるのか、そういう形になっておれば請求が来て、笠松のその分を一般会計から出してもらいますよという形になるのでしょうか。現状では今はわからないということですか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

今までは、直接町のほうに負担金が減額されて入ってきたのでわかりやすかったんですけど、これからは県のほうに国の負担金が入るときに減額されてきますので、その減額された負担金をもとに、また納付金のほうが計算されてきますので、今度、町がその納付金を県に納める段階でその分が含まれておりますので、その分については一般会計から繰り入れをします。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 何でかといいますと、いろんな自治体で国保の足りない分などについ

て、今まで国保税で賄えない分などを含めて、町の財政から、一般会計から助けてもらうというのか、そうして国保を運営していたと思うんです。笠松町では、ペナルティーから来た分を町の財政で賄ってくださっていたんですね、今までは。だから、もしそれがないと基金から出すのか、皆さんの国保税に加算させていくかというようなことにもなるのではないかと思うので、納付金にはどういうふうに含まれて請求が来るのかなとも思うし、何しろ、国が決めている就学前まではペナルティーなしで、現物支給についてなしになっておるとはありますけれども、その後の、うちで言えば、小学生、中学生の分は、まだ国がペナルティーをかける部分だと思うので、そこがどこで賄われるのかな、どういう予算組みになっているのかなということ、どういう町としては覚悟でいらっしゃるのかと、そんなことを聞きたかったです。

そういう意味で聞きましたので、その結果が予算にどんなふうに反映されていますかというふうに聞いたらわかりますでしょうか、お願いします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

まず、もともと県のほうからの納付金なんですけど、県全体で要る医療費全体に対して、国とかから入ってくる負担金とか公費の分を除いた部分に対して、各それぞれの市町村の医療費水準とか所得水準とかを見ながら納付金というものが計算されてくるわけなんですけれども、国から入ってくる負担金の時点で減額されていますので、その分少ない状態ですよ、公費が、ですので、その少ない状態で残った分に対して、各それぞれの市町村に納付金が配分されてきますので、減額されている状態で納付金が計算されてきていますので、それに対して市町村は、笠松町の場合ですと、来年度予算でも今までと変わらず、一般会計からの繰入金として福祉医療の波及分として予算は計上しております。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

この際、2時30分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後2時17分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第11号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第12号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第7期に向かつての保険料の決定の条例でしょうか、お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） そのとおりでございます。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第7期に向かつての事業をするための保険料の引き上げが入っている条例ですので、ますます介護保険に期待ができない状況が起こってくるのではないかと思い、反対をいたします。

○議長（古田聖人君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません、本当に読んでいてもなかなかわかりませんが、ここに書いてある人員、それからサービスの事業の人員、設備、運営に関する基準ということですが、どのように人員がなり、施設や運営についてどのような条例なのか、中身をもう少し説明してください。お願いいたします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

まず、この笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基本、基準条例なんですけれども、この地域密着型サービスというのは、先ほどお話しさせていただいた幾つかのサービスがありますが、そのあるサービス全てについての人員基準であったり、設備の基準であったりというものがこの条例の中に定めてあります。

その中でも笠松町に関して、町内にある地域密着型のサービスと申しますと6事業所ありまして、グループホームですと、愛生病院のところにあります「まどか」と、それから「グッデイすぎない」と、それから小規模多機能で申しますと「グッデイすぎない」さんの小規模多機能と、あとは特養、特別養護老人ホームで申しますと「銀の郷」と、それから、あとは小規模のデイサービスをやってみえる「あくていぶ」というところと、それから「さくらの里」というところがありまして、全部で6つの事業所があります。その事業所についての人員基準、設備の基準だとか運営基準を定めなさいとか、そういう具体的な基準をここの中で定めさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。



○10番（長野恒美君） この施設ごとに、規模ごとに人員というのがこんな基準で、例えば保育所でいうとゼロ歳児は3人で1人の保育さんとかというのがありますが、そういうような形でここでの人員を定めることが書いてあるんですか。それからもう一つ、新しい言葉ではないかと思いますが、介護医療院なんていうのはどういうものなのでしょうか。それは、条例の第13号議案の36ページの(12)のところ介護医療院というのがあるんですけど、それはどういう施設なのかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

人員基準につきましては、保育所のように何人に対して何人というふうなのと同じように、例えば生活相談員さんは何人に対して何人置きなさいとかという基準が定められております。

介護医療院につきましては、今まで介護療養型医療施設というものがあつたんですけれども、そこが平成30年度からは介護医療院という形に変わって、長期にわたって療養の必要がある要介護者の方に対して、療養の医療も必要ですし、看護も必要ですし、あとは生活面で介護のほうも必要だというような方たちに対して、医療と日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設として、新たに介護医療院というものができてきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことでいきますと、医療に介護にといろいろ重なったような施設ができる、また今でも、例えば「グッデイすぎない」などで言えば、お医者さんを抱えているようなものなんだけど、あつた施設でも全部、介護保険の中で処理をしていくという中身ですか。

それから、今、人員の問題なんですけど、保育所でいうゼロ歳児では、3人に1人の保育士という形でいえば、介護についても要介護度によって、要介護5の人が何人いたら1人とか、そういうような基準で人数は決まるものなのか、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

介護医療院につきましては、介護保険の費用の中からの支出になります。

それから、人員の基準につきましては、その施設に対して、例えば生活相談員さんであったり、理学療法士さんであったりとかというのが何人というふうにご定めてあります。

○議長（古田聖人君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) 済みません、今、長野さんがいろいろ質問をされて、勉強会のときに欠席しちゃって申しわけないんですが、介護保険料が高いか安い、高いより安いほうがいいに決まっていますが、親を持った子供さんやら息子さんに聞くと、介護保険に本当にたくさんのお金が要るんじゃないかということで心配してみえる方がたくさん見えます。特に、笠松町は施設には恵まれておりまして、やはりこれだけ近くに、先ほど部長から話があったようにいろいろな施設がその段階に応じてあるわけですね。特に痴呆の親を抱えていらっしゃる方なんかは本当に苦しい生活をされております。その中、やむなく保険料も、今回、平成30年度から33年度、上げるわけですが、やはり本当にこれでまだ十分かと言えば十分じゃないかもわかりませんし、やはり少しでも病院へ入る人が少なく、在宅でやれば、そんなに施設のお金も要らないというようなことで思っています。これも住民福祉部、服部部長以下役場の方が献身的に町民一人一人の身になって介護に関してゆっくり説明していただいて、健康に過ごしていただくのが一番いいんですが、こればかりは我々もそのうちには、5年先、10年先にはどうなるかわかりませんが、大変つらい仕事だろうと思います。

施設がどんどんふえるといいんですが、やはりふえていけば、笠松町の介護の保険料がどんどん上がっていくと僕は思っています。それはそれとして、やはり介護の充実、特に人手不足、人員不足ということで、笠松町の中の施設も十分な体制でやれないというようなことがありますので、役場のほうもその施設に対してある程度中身の内容ですね、そういうのをきちっと把握するために、やはりその施設の立入調査なり、悩み事とかそういうようなものを聞くなどの施設との意見交換会というようなことはやってみえるか、そこら辺、まず1点聞きたいと思います。

また、そんな中、資料の30ページの運営規程の中に第186条には、緊急時等の対応方法とかあってありまして、30ページの第182条第8項に「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない」ということが新たに加わりますが、最近特に身体拘束で問題になって、介護福祉士の方が老人を3階の上から落としたとかいろいろな問題が出てきておるわけですが、そんなことで、今回この新しい文言が入るわけです。

そんなふうで、第1号にも書いてあるように、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上ということ、3カ月に1回か、3月に1回以上ということか、ちょっとそこら辺わからないので教えていただきたいと思うんですが。こういうことをやはり町としても、この中身のことに對して立ち入って、施設に対して聞き取り調査なり現状を見ることは、権限としてできるものなのか、そこら辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(古田聖人君) 服部部長。

○住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

この委員会は3カ月に1回という意味で記載がされております。

この、地域密着型の施設、事業所につきましては町の指定になっておりますので、6年に1回は必ず指定の更新をしていかないといけないので、6年に1回は必ず入りますけれども、6年という長いスパンではなくて、毎年、各施設のほうには実地指導なり入っておりますし、またその事業所、施設が運営推進会議という会議を開催しておりますので、それが2カ月、3カ月に1遍とかというふうには開催していますが、そちらのほうにも町職員が出席をして、その事業所の中の皆さんのお話を聞いたりだとか、地域の皆さんもそこに参加してみえますので、その皆さんから話を聞いたりとかというような会議にも参加しながら、その事業所の状況の把握はしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 3月に1回、3カ月に1回、ちょっとこれ字誤りだろうとは思いますが、

そういうふうで施設いろいろ、笠松町内にもいろんな施設があります。特にグループホームも、今言われたように6カ所ほどあるんですが、そんなふうでやはり6年に1回ということじゃなくて、今、部長さんのほうから委員会のほうにも出ていくということも聞きましたが、たまたま聞くのは、あそこの施設は待遇がええとか、食べるものがええとか、こっちは身体拘束をして食べさせるとか、そういうようなことをちらちらと聞くときがあります。それとやはり町の職員の方がどこまで立ち入りの権限を持ってみえるか、それはわからないんですが、よく監視していただいて、来年度から介護保険料も上がりますので、やっぱりそれに見合うように、町のほうも人員の体制をしっかりととっていただいて、人が足りないようなことじゃなくて、しっかりと施設のほうなり、また老人保健施設、いろんなことがありますので、そこら辺のところをお願いしておきます。よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第14号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 悪いんですけども、この改定によってどこが変わったのか、説明資料のほうでもいいですが、恐れ入りますけど部長さん、説明をお願いしたいです。

○議長(古田聖人君) 服部部長。

○住民福祉部長(服部敦美君) お答えをします。

こちらのほうは、先ほどの第13号議案のほうが要介護の方に対する地域密着型のサービスのことでしたので、この第14号議案につきましては、地域密着型介護予防サービスですので、対象が要支援の方になります。

こちらのほうの変わったことにつきましては、まず共用型認知症対応型通所介護という事業所のことなんですけれども、そちらの普及・促進の観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たり、ユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すというものです。この施設は笠松町内にはないんですけど。

次に、認知症対応型共同生活介護というグループホームにつきましては、「グッデイすぎない」と「まどか」さんのことになりますが、身体拘束の適正化を図る観点から、以下の基準を定めるものということで、追加で身体拘束の適正化のことが記載されております。1つ目が、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するものとする。その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を行うこと。また、身体的拘束の適正化のための指針を整備すること。3つ目に、介護職員、その他の従業者に対し身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施することというものが追加されました。

また、先ほどお話に出ました介護医療院が平成30年の4月1日から創設されることについて、その記載がされております。以上です。

○議長(古田聖人君) いいですか。

ほかに質疑はありませんか

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時57分